

ベトナム ポケット タックス ブック 2024

目次

税務	6
● 総論	
法人税	7
● 税率	
● 税務上の優遇措置	
● 課税所得の計算	
● 損金不算入項目	
● 欠損金	
● 登録、申告および納税	
● 利益送金	
移転価格	10
● 関連者の定義	
● 移転価格算定方法	
● 比較対象企業の選択	
● 移転価格申告フォーム	
● 移転価格文書	
● 移転価格調査	
● 支払利息のEBITDA30%制限(過大支払利子税制)	
● 事前確認制度(APA)	
税源浸食と利益移転	13
外国契約者税	15
● 適用範囲	
● 配当	
● 利子	
● ロイヤルティー	
● 納税方法	
● 海外電子商取引における課税	
● 租税条約	
キャピタルゲイン課税	19
付加価値税	20
● 適用範囲	
● VATの申告納税が不要とされる物品・サービス	
● 非課税対象の物品・サービス	
● 税率	
● 輸出品および輸出サービス	
● VATの計算方法	
● 値引きおよび販売促進	
● 自家消費される物品・サービス	
● 登録、申告および納税	
● VAT還付	

インボイス	25
財産税	26
特別売上税	27
<ul style="list-style-type: none"> ● 課税価格 ● 税額控除 ● 税率 	
グリーン税制とグリーン優遇税制	29
<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン税制 ● グリーン優遇税制 	
輸出入関税	31
<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入関税 ● 関税評価 ● 免税 ● 還付 ● 輸出関税 ● 輸入品に課される可能性のあるその他の税金 ● 税関調査 	
個人所得税	35
<ul style="list-style-type: none"> ● 税務上の居住者 ● 課税年度 ● 雇用所得 ● 雇用所得以外の所得 ● 非課税所得 ● 外国税額控除 ● 税務上の所得控除 ● 個人所得税率 ● 登録、申告および納税 	
社会保険、健康保険および失業保険	39
その他の税金	40
税務調査、不服申立および訴訟	41
会計および監査	42
別添 I - 租税条約	45
ベトナムにおけるPwCのサービス	48
連絡先	50

ベトナム税務の概要

この税務小冊子の情報は、2023年12月31日現在の税制(法案を含む)ならびに慣例を基礎としています。

この小冊子は、一般的な情報提供を目的としています。特定の取引につきましては税務上取り扱いが異なりますので、専門家のアドバイスが必要となります。

税務 Taxation

総論 (General Overview)

ベトナムでの事業活動およびベトナムへの投資に関しては、以下の税金の影響を受けます。

- 法人税
- 各種源泉税
- キャピタルゲイン課税
- 付加価値税
- 輸入関税
- ベトナム人従業員および外国人就労者の個人所得税
- 社会保険、失業保険および健康保険料

また、以下の税金は、特定の事業活動に影響を及ぼします。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 財産税
- 輸出関税
- 環境保護税
- 土地使用料

法人税 Corporate Income Tax (“CIT”)

税率 (Tax Rates)

会社には、法人税(以下、「CIT」)法に基づく税率が適用されます。CITの標準税率は20%です。2023年7月1日より、石油およびガス産業で事業を行う企業には、25%から50%の範囲内での税率が適用されます。特定の鉱物資源の探査、開発を行う企業には、32%から50%の範囲内で税率が適用されます。

税務上の優遇措置 (Tax Incentives)

税務上の優遇措置は、新規投資プロジェクトに対しては、規定された奨励活動、奨励地域およびプロジェクトの規模に基づき付与されます。また、特定の事業拡大プロジェクトについても優遇措置が適用されます。ただし、特定の買収もしくは再編により実施された新規投資プロジェクトおよび事業拡張プロジェクトは含まれません。

- ベトナム政府による奨励活動には、教育、ヘルスケア、スポーツ・文化、ハイテク、環境保護、科学研究、技術開発、産業基盤開発、農産物と水産物の加工、ソフトウェアの開発および再生可能エネルギーが含まれます。
 - 開発奨励対象の工業製品製造を行う新規投資プロジェクトまたは拡張プロジェクト(ハイテク技術や衣料品、繊維製品、履物、電気部品、自動車組み立て、および機械セクターを支援する製品を含む)は各製品とプロジェクトに関連する条件を満たす場合、優遇措置が適用されます。
 - 奨励地域には、適格経済区、ハイテク区、特定の工業団地、指定された社会・経済的に困難な地域が含まれます。
 - 優遇措置が適用される大規模製造プロジェクト(特別売上税が課される製品もしくは鉱物資源の開発に関するプロジェクトを除く)は、以下のように定められています。
- ✓ 総資本が6兆ベトナムドン以上、かつライセンス取得から3年以内にベトナムに払い込まれるプロジェクトで、次に掲げる要件のうちのいずれかを満たす場合。
 - i. 操業開始年度から4年目までに年間売上高が10兆ベトナムドン以上となること。もしくは、
 - ii. 操業開始年度から4年目までに従業員数が3,000人超となること。
 - ✓ 総資本が12兆ベトナムドン以上でライセンス取得から5年以内にベトナムに払い込まれ、かつ関連規定に基づき評価される技術を使用するもの。

投資法で定められた研究開発や大規模な投資プロジェクトには、特別な税務上の優遇措置が適用されます。優遇措置の内容は、いくつかの基準によって異なります。最も優遇される場合は、37年間5%の税率が適用され、6年間の法人税の免税、その後の13年間は法人税が50%減税されます。加えて、土地使用料の免除・減免も一定期間適用されます。

通常は10%および17%の優遇税率が、優遇対象事業活動の所得発生日からそれぞれ15年および10年にわたり適用されます。優遇税率の適用期間は、特定の場合において延長することができます。優遇税率の適用期間が終了した後は、標準税率が適用されます。特定の場合には、15%の優遇税率が全プロジェクト期間にわたって適用されます。特定の社会的分野(例えば、教育や保健など)については、全プロジェクト期間において10%の税率を享受できます。

また、納税者は免税と減税を享受できる場合があります。優遇対象事業活動の課税所得の発生初年度から一定期間はCITが免税となり、その後続く一定期間は適用税率が半減されます。しかしながら、企業の優遇対象事業活動にかかる売上計上開始から3年以内に課税所得が生じない場合には、4年目から免税・減税が開始されます。これらの免税と減税の適格条件はCITの規則で定められています。

製造、建設および運輸活動に従事し、多くの女性従業員や少数民族を雇用する企業は、さらなる減税の対象となります。

上記のとおり、特別な投資優遇措置が適用される研究開発や投資プロジェクトは、より長期の免税・減税が適用されます。

中小企業(以下、「SMEs」)について、CITの税率引き下げを含む特定の優遇措置が付与されます(SMEとみなされるにはいくつかの条件を満たすことが求められます。)

奨励分野への投資に基づく税務上の優遇措置は、企業が稼得するその他収益(other income)には適用されません(スクラップ処分等の優遇措置が適用される活動に直接関連する所得を除く)。その他収益は広範囲に定義されています。注目すべき点として、税務上の優遇措置の利用可能性や恩恵については、ベトナム財務省が承認したグローバルミニマム課税ルールの影響を受ける可能性があります。このルールは、2024年1月1日から施行されています。詳細については、「税源浸食と利益移転 Base Erosion and Profit Shifting (“BEPS”) initiatives」のセクションをご参照ください。

課税所得の計算 (Calculation of Taxable Profit)

課税所得は、国内外を源泉とする総収益から損金算入が認められる費用を控除し、その他の所得を加算して計算されます。企業はCITの年次確定申告書を作成しなければなりません。この年次確定申告書において、会計上の利益から税務上の課税所得への調整を行います。

損金不算入項目 (Non-deductible Expenses)

収益計上に直接関連し、適切な証憑(インボイス金額が2,000万ベトナムドン以上の場合には銀行送金の証憑を含む)で裏付けされ、かつ損金不算入項目とされていない費用が損金として認められます。損金不算入項目の例は以下のとおりです。

- 関連法規の規定に基づかない固定資産の減価償却費
- 実際の支払がなされていないもしくは雇用契約書、集団労働協約、あるいは社内規定に記載のない従業員の給与および賃金
- 従業員の福利厚生(従業員の家族に対する特定の福利厚生を含む)で1ヶ月の平均給与の上限を超える部分。強制加入ではない医療・傷害保険は従業員の福利厚生とみなされます。
- 従業員のための任意の年金基金および生命保険への拠出で、1人につき1ヶ月あたり300万ベトナムドンを超える部分
- 関連法規の規定に基づかない研究開発引当金
- 退職手当引当金および労働法に規定されている金額を超える退職手当の支払い
- 外国企業の本社からベトナムの恒久的施設(以下、「PE」)へ配分される間接経費のうち、一定金額を超える部分
- 拠出されていない定款資本金の部分に相当する借入金の利息
- 個人からの借入利息でベトナム中央銀行が定める利率の1.5倍を超える部分
- 利払前・税引前・減価償却前利益(EBITDA)の30%を超える部分の利息
- 関連法規の規定に基づかない棚卸資産評価引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、製品保証引当金および工事補償引当金

- 支払債務以外の外貨建貨幣性項目の期末評価による未実現為替差損
- 教育、ヘルスケア、自然災害、慈善目的での家屋建設または科学研究などの特定のものを除く寄付金
- 行政上のペナルティ、罰金および納付遅延に係る利息
- 関連者に対するサービス手数料で、特定の条件を満たさないもの

保険会社、証券取引および宝くじなど特定の事業については、財務省からCIT上の損金算入に関する個別のガイドラインが提供されています。

企業は、年間の税引前利益の10%までの金額を研究開発準備金として損金算入することが認められています。ただし、多くの条件が定められています。

欠損金(Losses)

企業は、税務上の欠損金を全額、連続して最長5年間繰り越すことができます。税務上の優遇措置が適用される活動から生じる欠損金と適用されない活動からの利益との相殺、もしくはその逆のケースの相殺ができます。また、不動産、投資プロジェクトの譲渡による損失を、その他の事業活動からの利益と相殺することができます。欠損金の繰戻還付は認められていません。連結納税およびグループ内の欠損金通算に関する規定はありません。

登録、申告および納税(Administration)

企業は、見積りに基づき四半期ごとにCITの仮納付をすることが求められます。課税年度の第4四半期までの仮納付額は、CITの年税額の80%を下回ってはけません。

CITの確定申告は年次で行われます。確定申告書の提出期限は会計年度末から3ヶ月目の末日とされています。未払いの税額についても、同時に納付しなければなりません。

標準の課税年度は暦年です。暦年以外の課税年度(会計年度)を使用する場合には、税務当局への通知が必要となります。

利益送金(Profit Remittance)

外国投資家は、毎年会計年度末以後もしくはベトナムでの投資の終了にあたり利益を送金することが認められています。ただし、被投資会社に累積欠損金がある場合には、利益の送金は認められません。

外国投資家もしくは被投資会社は、利益の送金にあたり、送金予定日の少なくとも7営業日前までに利益送金の計画を税務当局に通知しなければなりません。

移転価格 Transfer Pricing (“TP”)

政令132/2020/ND-CP(以下、「Decree132」)は、ベトナムにおける移転価格の規則を定めています。

ベトナムの移転価格税制は、国内の関連者間取引にも適用されます。

関連者の定義

Decree132において、関連者の判定に用いられる出資比率基準は25%と定義されています。また、特定の状況下では、企業または特定の個人も関連者とみなされます。

移転価格算定方法

独立企業間価格の算定方法として、OECD移転価格ガイドラインに記載されている方法、すなわち独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益分割法および利益比準法が規定されています。

許容される独立企業間レンジは、35パーセントから75パーセントの範囲です。

比較対象企業の選択

納税者は、まず同一の市場または地域内の比較対象企業を検索し、次に、その検索範囲を産業環境および経済発展レベルが類似している地域内の他国へ拡大する必要があります。

移転価格申告フォーム

まず、申告義務として、関連者間取引、移転価格算定方法および独立企業間価格の自己評価(もしくは、自主修正)を明記した年次申告書を提出することが要請されています。Decree132においては、国家歳入を減少させる移転価格算定は認めない、と規定されており、これは、移転価格調整における下方修正の禁止であると理解されます。Decree132には、関連者間取引と第三者との取引を分けて示すセグメントPLを含む、詳細な情報の開示が求められる移転価格申告フォームが含まれています。

また、納税者は、ローカルファイルとマスターファイルに含まれる情報を申告しなければなりません。これは、移転価格申告フォームが税務当局に提出される前にこれらの情報が用意しておくべきであることを意味しています。移転価格申告フォームは、年次CITの確定申告書とともに提出する必要があります。

Decree132は、納税者がDecree132に準拠していないことが認められる場合、税務当局が当局のみが使えるデータベースの情報を用いて推定課税を行うことを認めています。

関連者間取引が国内関連者との取引のみで、かつ両者が優遇税制を適用せず、同率の法人税率の状況下においては、移転価格申告フォームの提出が免除されることになりました。

移転価格文書

関連者間取引のある会社は、移転価格に関する同時文書化が求められます。Decree132においては、多国籍企業からより多くの税務関連情報を収集するべく、移転価格文書にいわゆる三層構造アプローチを

導入し、納税者にマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書(以下、「CbCR」)の整備が要請されています。これら3種の移転価格文書は、税務申告書提出日までに作成することが求められています。

納税者の最終的な親会社がベトナムに所在する企業であり、かつ会計年度における全世界連結総収入が18兆ベトナムドンを超える場合、ベトナムにおける最終的な親会社がCbCRを作成・提出しなければなりません。Decree132では、会計年度末から12ヶ月以内に税務当局にCbCRを提出する必要があります。一方で、最終的な親会社がベトナム国外に所在する場合で、自動的情報交換手続(AEOI)によりCbCRがベトナム税務当局に提供される場合は、ベトナムに所在する企業からCbCRを提出する必要はありません。ただし、特定の状況では、会社はCbCRおよび関連する通知書を現地で提出する必要があります。

Decree132では、納税者は以下のいずれかの基準に該当する場合、移転価格文書の作成を免除されません。

- 売上高500億ドン未満かつ関連者間取引総額が300億ドン未満
- 事前確認制度(以下、「APA」)締結済かつ年次報告書提出済
- 売上高2,000億ドン未満、かつ限定された機能での事業内容、かつ以下の対売上高EBIT ratioを満たす場合(EBIT: Earnings Before Interest and Tax = 税引前利益 ± 利息損益)
 - 販売機能: 5%以上
 - 製造機能: 10%以上
 - 加工機能: 15%以上
- 納税者の関連者間取引が国内取引のみ、かつ、納税者およびそれぞれの関連者の法人税率が同率の場合で、いずれの関連者も優遇税制を適用していない場合

移転価格調査

近年、移転価格調査の実施件数は著しく増加しており、そのアプローチは年々洗練されています。税務当局からの一般的なチャレンジとしては、移転価格文書で選定された比較対象企業の妥当性や、グループ内サービス提供に係る金額の損金算入、セグメントや全社単位の利益率の年単位の変動などが挙げられます。また、赤字企業も税務当局から注目され、経営状況に関する説明が求められることも予想されます。今般、多くの一般的な税務調査では、納税者の移転価格ポジションの調査が含まれます。

支払利息のEBITDA30%制限(過大支払利子税制)

Decree132では、支払利息総額の損金算入限度額がEBITDAの20%から30%に引き上げられました。当該限度額は、は純支払利息(受取利息が支払利息と相殺された後の純利息)に適用されます。

控除限度額を超えた支払利息は、翌会計年度以後5年間にわたり繰り越すことが可能です。ただし、政府開発援助(以下、「ODA」)融資や政府による各種優遇融資、国のプログラムや地方の社会保障政策を実施するための融資を含む、特定種類の融資に係る支払利息は当該制限から除外されています。

事前確認制度(APA)

政令126/2020および通達45/2021によれば、納税者は、税務当局と国内APA、二国間APAまたは多国間APAを締結することができます。

APA申請のために提案された取引は、特定の条件を満たす必要があります。主な条件としては、関連者間取引が税務上の紛争や不服申立の対象となっていないことです。

APAの申請プロセスは、事前申請(任意)、正式申請、評価、協議および交渉、結論の5つの段階で構成されます。APAの評価の段階では、税務当局は納税者から提供された情報や書類の完全性、正確性、妥当性、および適切性を検証するために税務行政措置を適用することができます。APAの申請における各段階において、特定のスケジュールはありません。

APAの有効期間は3年間ですが、当該納税者がベトナムにおいて事業運営を行う年数を超えることはできません。

税源浸食と利益移転

Base Erosion and Profit Shifting (“BEPS”) initiatives

BEPSを防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約

2022年2月9日、ベトナムは「BEPS防止措置実施協定」(以下、「協定」または「MLI」)に署名し、協定に参加する99番目の加盟国となりました。この協定は、以下について発効されます。

- 2024年1月1日以降、非居住者への支払額または受取額から源泉徴収される税金に関して
- 2025年1月1日以降、ベトナムが課税するその他のすべての税金に関して

これは、ベトナムが2017年にBEPSの包括的枠組みにおける100番目の加盟国となった後、BEPS行動計画の実施過程におけるマイルストーンとなるものです。

その結果、ベトナムの租税条約(以下、「DTA」)のうち最大75件が変更される可能性があります。納税者は、このようなDTAの変更の可能性と、これらがベトナムでの投資や取引の構築計画に与える影響について認識する必要があります。

第2の柱

OECDが発行したBEPS第2の柱モデルにおいて、対象となる多国籍企業は、各管轄区域で事業により獲得した利益について、最低実効税率15%を支払わなければなりません。

2023年11月29日、グローバルミニマム課税ルールの決議草案がベトナム国会で承認され、2024年1月1日から施行されています。

当該決議は、ベトナムが、(i) 適格国内ミニマム課税(以下、「QDMTT」)および(ii) 所得合算ルール(以下、「IIR」)を採用することを示しています。両ルールとも、ベトナムに投資を行っている多くの国がIIRを導入すると表明していることを踏まえ、ベトナムの税収を確保することを目的としています。QDMTTが基本的に外国からのインバウンド投資を対象にしている一方、IIRはベトナムからのアウトバウンド投資を対象としています。

	適格国内ミニマム課税(QDMTT)	所得合算ルール(IIR)
対象となる納税者	外国最終親会社の連結財務諸表における総収入が、対象会計年度の直前の4会計年度のうち、少なくとも2会計年度において750百万ユーロを超える場合の多国籍企業のベトナム子会社。	ベトナム最終親会社またはベトナムに所在する中間持株会社もしくは部分被所有親会社で、会計年度中のいずれかの時点で低税率の子会社を(直接または間接的に)所有しており、かつ連結財務諸表における総収入が、対象会計年度の直前の4会計年度のうち少なくとも2会計年度において750百万ユーロを超える会社。

<p>算出方法</p>	<p>対象となる納税者は、各会計年度の超過利益に、トップアップ税率(15%からベトナム内の全構成事業体のグループ実効税率を差し引いたもの)を乗じた税額を支払わなければなりません。</p> <p>グローバル税源浸食対応(GloBE)所得、超過利益および実効税率の計算は、利益あるいは損失に関わらず、OECDのGloBEルールに従って、すべての構成事業体を参照して決定されます。</p>	<p>対象となる納税者は、会計年度に、低税率の構成事業体に割り当てられるトップアップ税を納付しなければなりません。</p>
--------------------	---	---

OECDのGloBEルールに基づき、トップアップ税は、中央政府と地方の省とで分割納付される法人税とは異なり、中央政府にのみ支払われることとなります。

納税申告義務

- 対象となる納税者は、GloBE情報申告書に加えて、補足資料として、法人税の申告書および異なる会計基準の適用から生じる差異についての説明資料(当該説明資料は、OECDガイドラインで参照されている重要な差異についての説明資料と予測されます)を提出する必要があります。提出期限は以下のとおりです。
 - QDMTT: 会計年度末から12ヶ月以内。
 - IIR: 初年度の場合、会計年度末から18ヶ月以内。以降の年度については15ヶ月以内。
- 納税期限は申告期限と同様です。

セーフハーバールールおよびペナルティ救済について

本決議では、OECDのGloBEルールと同様に、移行期国別報告(CbCR)セーフハーバー・ルールが導入されています。したがって、移行期間中は管轄区域でのQDMTTおよび、またはIIRに基づくトップアップ税は、以下の条件のいずれかを満たした場合にはゼロとなります。

- 多国籍企業グループ(MNE group)の総収入が、10百万ユーロを下回る、かつ、税引前利益が1百万ユーロを下回るまたは適格CbCRのもと対象会計年度において管轄区域で損失となる場合。
- 多国籍企業グループの簡易実効法人税率が、以下の移行期間において規定された基準税率と等しいあるいは上回っている場合。基準税率は、2023年および2024年に開始する会計年度は15%、2025年に開始する会計年度は16%、2026年に開始する会計年度は17%となります。
- 多国籍企業グループの管轄区域における税引前利益が、実質ベースの所得控除額と等しいあるいは下回っている場合。当該控除額は、CbCR構成事業体全体でGloBEルールに基づき計算されます。
- 移行期間のペナルティ軽減について、移行期間中は、税務申告に関連する行政罰は適用されません。しかし、遅延利息が適用されるかどうかについては、本決議において言及されていません。

外国契約者税 Foreign Contractor Tax (“FCT”)

適用範囲 (Scope of Application)

外国契約者税(以下、「FCT」)は、ベトナムの当事者(外国企業を含む)との契約に基づいて、ベトナムにおいて事業を行っているあるいは所得を得る外国の組織および個人に適用されます。FCTは個別の税ではなく、通常の付加価値税(VAT)、CITまたは外国人所得に対する個人所得税(PIT)で構成されます。

FCTが課される所得には、利息、ロイヤルティー、サービス料、リース料、保険料、運送料、有価証券の譲渡およびベトナム国内で供給される物品もしくはベトナム国内で提供されるサービスに関連する物品供給からの所得が含まれます。

外国企業がベトナムにおける商品の供給またはサービスの提供に直接的または間接的に関与する特定の販売取引は、FCTの対象となります。例えば、外国企業が商品の所有権を保持する取引、輸送、広告またはマーケティング費用を負担する取引、商品またはサービスの品質を保証する取引、商品またはサービスの価格決定権を持つ取引、ベトナムにおいて商品の供給またはサービスの提供の一部を行うために、ベトナム企業に委託する取引が含まれます。

FCTの免税対象は、純粋な商品の供給(すなわち、ベトナムの国境またはその前で物品に関する責任、費用負担およびリスクが移転し、ベトナム国内では付随サービスが生じない場合)、ベトナム国外で実施され消費されるサービスおよび完全にベトナム国外において実施される各種サービス(特定の修理、研修、広告、宣伝など)です。

配当 (Dividends)

海外の法人株主に支払われる利益に対して課される源泉税、送金税はありません。

利子 (Interest)

外国の組織からの借入に対する支払利息には5%のCIT源泉税が課されます。特定の政府もしくは準政府機関からの海外借入については、租税条約や政府間協定が適用される場合、免税を受けることができます。外国の組織に発行された債券(免税の対象とされている債券を除く)および預金証書(certificates of deposit)に対する支払利息には5%の源泉税が課されます。

ロイヤルティー (Royalties)

知的財産(著作権、工業財産を含む)の使用権の付与や移転、または技術もしくはソフトウェアライセンスの移転に対して外国企業へ支払がなされる場合、FCTが課されます。

納税方法 (FCT Payment Methods)

外国契約者は、以下の3種類の納税方法(控除法、直接法およびハイブリッド法)のうち、いずれかを選択することができます。

第1法－控除法 (Method One - Deduction Method)

この方法による場合、外国契約者はVAT目的で登録を行い、かつCITとVATの申告書をベトナム企業と同様に提出することが要求されます。外国契約者が以下のすべての要件を満たす場合、控除法を適用することができます。

- ベトナムに恒久的施設 (Permanent Establishment “PE”) を有している、もしくはベトナムの税務上の居住者である。
- ベトナムでのプロジェクトの期間は182日超である。
- ベトナム会計システムを採用し、税務登録を完了し、税番号が付与されている。

ベトナム側の顧客には、契約締結日から20営業日以内に外国契約者が控除法を適用して納税することを所轄税務署へ通知することが要求されています。

外国契約者がベトナムで複数のプロジェクトを実施している場合で、あるプロジェクトについて控除法を適用する条件を満たしている場合には、その他のプロジェクトについても控除法を適用しなければなりません。

外国契約者は、その課税所得に20%の税率でCITを支払います。

第2法－直接法 (Method Two - Direct Method)

直接(または源泉)法を採用する外国契約者は、VAT目的での登録を行わず、またCITとVATの申告書の提出も行いません。その代わりに、ベトナム側顧客が、外国契約者への支払から所定の税率でVATおよびCITを源泉徴収します。これらの税率は、提供されるサービスの性質によって異なります。ベトナム側顧客により源泉徴収されたVATは、通常、そのベトナム側顧客のVAT申告においてインプットVATとして控除が認められます。

石油およびガスの探査、開発および生産のための物品およびサービスを提供する外国契約者に対しては、この方法に基づくFCTの申告のための個別の要件が規定されています。

第3法－ハイブリッド法 (Method Three - Hybrid Method)

ハイブリッド法を適用する場合、外国契約者は、VATについては登録をして控除法(アウトプットVATからインプットVATを控除して残額を納税する方法)に基づいて納税が可能ですが、CITについては、総売上高に対して直接法の税率により納税します。

外国契約者がハイブリッド法を適用する場合、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- ベトナムにPEを有しているもしくはベトナムの税務上の居住者である
- 182日超の契約に基づいてベトナムで活動する
- 財務省のガイドラインおよび会計に関する規定に基づいて会計記録を維持する

以下は、特定の場合に適用される、直接法によるFCTの税率の例です。

業種	みなしVAT率 ⁽²⁾	みなしCIT率
ベトナム国内での物品供給、もしくはベトナム国内において提供されるサービスに関連する物品供給(みなし輸出入取引、輸入取引、ベトナム国内での販売取引もしくは販売業者がベトナム国内での物品のリスクを負担するインコタームズによる物品の引渡しを含む)	免税 ⁽¹⁾	1%
サービス	5%	5%
レストラン、ホテルおよびカジノのマネジメント・サービス	5%	10%
資材もしくは機械設備の供給を伴わない建設および据付	5%	2%
資材もしくは機械設備の供給を伴う建設および据付	3%	2%
運輸	3% ⁽³⁾	2%
利子	免税	5%
ロイヤルティー	免税 ⁽⁴⁾	10%
有価証券の譲渡	免税	0.1%
財務デリバティブ	免税	2%
他の活動	2%	2%

- (1) 物品がFCT-VATの免税対象もしくは輸入時にVATを支払う場合には、VATは発生しません。
- (2) 石油およびガス産業への物品供給やサービス提供には10%のVATが課されます。特定の物品もしくはサービスについては、VATの免税対象もしくは5%のVATが課されます。
- (3) 国際輸送の場合、VATは0%となります。
- (4) コンピューターソフトウェア、技術および知的財産権(著作権および工業財産を含む)の移転はVATの免税対象です。その他のロイヤルティーにはVATが課されます。

海外電子商取引における課税 (Taxing foreign e-commerce businesses)

通達80/2021は、恒久的施設をベトナムに持つことなく、電子商取引、デジタル事業、その他事業をベトナムで行う外国企業に対する税務申告の仕組みを規定しています。電子商取引とデジタル事業は具体的に定義されています。外国企業は税コードを付与され、四半期ごとに税務総局(以下、「GDT」)のポータルサイトでオンラインによる税務申告および納税を行うこととなります。

そのような外国企業が、ベトナムにおいて登録、申告および納税を直接行わない場合、ベトナムの組織と関係者は以下の責任を負います。

- ベトナムの顧客が企業登録されている場合、外国企業に代わって源泉徴収と税務申告を行う必要があります(現在のFCTの仕組みと同様)。
- ベトナムの顧客が個人である場合、銀行または決済仲介業者は、毎月の源泉徴収および税務申告を行う必要があります。ベトナムの税務当局は、源泉徴収のために、外国企業の企業名とウェブサイト、銀行ないし決済仲介会社に提供することとなります。
- 銀行や決済仲介業者が源泉徴収できないカードやその他決済手段を個人が使用する場合、銀行や決済仲介業者は外国企業への支払を追跡し、ベトナムの税務当局に毎月報告する必要があります。

GDTは2022年3月21日に、ベトナムにおける電子商取引企業による直接税の登録、申告および納付のためのポータルサイトを正式に開設しました。また、GDTは2023年10月までに登録された外国企業名を公表しました。

政府はまた、ベトナムでとりわけ電子商取引を行う外国業者の義務を詳述した政令85/2021を発行しました。

租税条約(Double Taxation Agreements “DTAs”)

FCT-CITは、関連するDTAの適用により影響を受けます。例えば、外国契約者がベトナムのPEに帰属する所得を有していない場合には、外国契約者により提供されたサービスに課される5%のCIT源泉税は、DTAに基づき免除される可能性があります。

ベトナムは、約80のDTAを締結しており、その他にも交渉段階のものが多数あります。DTAの概要は、「別添1- 租税条約」をご参照下さい。また、アメリカ合衆国と締結されたDTAはまだ未発効です。

また、「税源浸食と利益移転」のセクションで述べたように、ベトナムのDTAのいくつかは改正対象となる可能性があります。

DTAの適用について、様々なガイドラインが存在します。これらのガイドラインには受益権と一般的な租税条約濫用防止に関連する規定が含まれています。DTA適用の主たる目的がDTAの条件に基づく特典を享受するためである場合(treaty shopping)あるいは所得を受領する者が受益者でない場合には、DTA適用が否認されます。このガイドラインは、実質優先の原則に基づく分析が受益者のために要求されることを示しており、また以下の考慮されるべき要素について説明しています。

- 受領者が、12ヶ月以内に第3国の事業体に所得の50%超を分配する義務を有する。
- 受領者が、事業活動の実態を、ほとんどもしくは全く有していない。
- 受領者が、受領した所得に対して、ほとんどもしくは全く管理する権利を有さず、あるいはリスクを有していない。
- バックトゥバック取引(Back-to-back arrangement)に該当する。
- 受領者が、所得税を徴収しない国、またはDTAに規定された投資奨励目的ではない税率の低い国(10%以下)の居住者である。
- 受領者が、仲介人もしくは代理人である。

DTAによる二重課税排除の申請に関して、2022年1月1日から、従来の届出のみの手続きから承認までを必要とする方法に変更されました。具体的には、DTAに基づく二重課税排除の請求について、税務当局による審査と評価の期限が導入されました。税務当局は、十分な書類を受領してから40日以内に、免税または減税となる税額を承認する決定を下すか、または申請を却下する理由を納税者に書面で通知することが義務付けられました。

キャピタルゲイン課税

Capital Gains Tax (“CGT”)

多くの場合に、ベトナム企業の株式売却による利得は、CIT20%の課税対象となります。これは、法人税と区別される税ではありませんが、一般的にキャピタルゲイン課税(以下、「CGT」と呼ばれています。課税対象となる利得は、譲渡価格から原価(初回の譲渡については、当初の資本拠出額)および譲渡費用を控除して計算されます。

譲渡人が外国企業の場合は、ベトナムの譲受人は、譲渡人への支払から税金を源泉徴収して納税することが要求されています。譲受人もまた外国企業の場合、譲渡されるベトナムの企業がCGTの申告および納税の義務を負います。

譲渡価格が市場取引水準と乖離している場合には、税務当局が、CGTの計算のために譲渡価格を調整する権利を有します。

近年、ベトナム企業による譲渡だけでなく、ベトナム企業の海外親会社による譲渡(直接的および間接的)についても課税される事例が見受けられます。2019年の税務行政法およびそのガイダンスの下では、課税順位が強化される可能性があります。

外国企業による有価証券(債券、公開株式会社の株式など)の譲渡については、みなし税として売却価額の0.1%のCITが課されます。しかし、居住者である企業が得る有価証券の譲渡益に対しては、20%の税率が課されます。

付加価値税 Value Added Tax (“VAT”)

適用範囲 (Scope of Application)

VATはベトナムにおける生産、商業および消費に使用される物品およびサービスに適用されます(非居住者から購入される物品およびサービスも含まれます)。国内事業者は物品の販売およびサービスの提供にVATを課さなければなりません。

さらに、輸入品に関しては、輸入関税を加算した価額にVATが課されます。輸入者は、輸入関税と共にVATを税関へ支払わなければなりません。海外から国内へのサービスに対しては、FCTの規定によりVATが課されます。

VATの納税額は、顧客に請求する受取税額(以下、「アウトプットVAT」)から、物品およびサービスの購入に際して課される支払税額(以下、「インプットVAT」)を控除して計算されます。インプットVATの控除を受けるために、納税者は供給者から適切なVATインボイスを入手しなければなりません。輸入時に支払われたVATを控除するために必要な書類は納税証明書、またFCTによって徴収されたVATを控除するために必要な書類は、FCTの納税証明書です。

VATの申告納税が不要とされる物品・サービス (Goods or Services where VAT declaration and payment are not required)

これらの物品・サービスに対してアウトプットVATは課されませんが、関連する購入について支払われたインプットVATを控除することができます。当該物品・サービスには以下のものが含まれます。

- 補償金、ボーナスおよび補助金(特定のサービスと引き換えに提供されるものを除く)
- 排出権の譲渡およびその他の金融収益
- ベトナムにPEを持たない外国の組織によってベトナム国外で提供される特定のサービス(輸送手段・機械設備の修繕、広告、マーケティング、海外への投資および貿易の促進、海外での物品やサービスの売上のための仲介活動、訓練、特定の国際通信サービスを含む)
- 投資プロジェクトの譲渡
- 他の製品に加工されていない、もしくは予備加工されただけの農産物の販売
- 現物出資
- 保険会社が第三者から徴収した補償金・賠償金
- 物品・サービスの提供とは関係のない他の会社の代理人としての回収(例えば、会社Aが会社Bから物品・サービスを購入するが、会社Cに代金を支払い、その後、会社Cが会社Bに支払う場合、会社Cから会社Bへの支払いはVAT課税の対象とならない。)
- 以下の代理店が稼得する手数料
- 委託人によって決定された価格で、郵便、電気通信、宝くじ、航空機・バス・船・鉄道の乗車券を含む販売サービスを提供する代理店
- VAT税率0%の適用対象とされる国際輸送、航空および海運サービスの代理店
- 保険代理店
- 非課税対象の物品もしくはサービスの販売手数料
- 輸出後に、海外顧客による返品のため、ベトナムに再輸入された物品

非課税対象の物品・サービス(Exempt Goods and Services)

以下を含む物品・サービスがVATの非課税対象として規定されています。

- 特定の農産物
- 年間売上1億ベトナムドン以下の個人が提供する物品・サービス
- ベトナムで生産できない種類の掘削装置、航空機、船舶の輸入または賃貸借
- 土地使用権(LUR)の譲渡(特定の場合における詳細なガイダンスあり)
- 金融派生商品およびクレジットサービス(クレジットカードの発行、ファイナンスリースおよびファクタリングを含む)、保証付きローンの決済のために貸し手の承諾のもと借り手が実施するVAT課税対象の担保資産の売却、信用情報の提供
- ファンドマネージメントを含む証券活動
- 資本譲渡
- 外国為替取引
- 債権買取り
- 特定の保険サービス(生命保険、健康保険、農業保険および再保険を含む)
- 医療サービス、高齢者・障がい者への介護サービス
- 教育および訓練
- 新聞、特定の種類の書籍、雑誌の印刷および出版
- 公共バスによる旅客輸送
- 技術移転、ソフトウェアおよびソフトウェア・サービス(0%税率の対象とされている輸出ソフトウェアを除く)
- 宝飾品に加工されていない輸入金塊
- 輸出用の未加工天然資源、または加工済で天然資源とエネルギーが総費用の51%以上を占めるもの
- 科学研究および技術開発活動のために直接使用される機械設備および原材料で、ベトナムで生産できず輸入されるもの
- 石油・ガスの探鉱および開発のために使用される設備機器、スペアパーツ、特殊運搬手段、必需原材料で、ベトナムで生産できないもの
- 政府が提供する郵便・通信・公共インターネットサービス、海外からベトナムへ(インバウンド)の郵便・通信サービス
- 次の場合の輸入品: ODAを含む国際無償援助、政府もしくは個人への外国からの寄付(制限あり)
- 肥料、家畜・家禽・水産と他の動物の飼料、農業用の機械設備

税率(Tax Rates)

VAT税率として、以下の3種類が定められています。

0%	この税率は、輸出品に適用されます。非関税区および輸出加工会社へ販売された物品、輸出もしくは内地輸出(in-country export)用の加工品(条件あり)、免税店へ販売される物品、特定の輸出サービス、輸出加工会社に提供される建設および据付、航空・海上・国際輸送サービスが含まれます。
5%	この税率は、一般に、必需品・必需サービスに適用されます。これらには、清浄水、教育助成、書籍、未加工食料品、医薬品・医療機器、耕作物、種々の農作物、農耕サービス、科学・技術サービス、ラテックス、砂糖およびその副産物、特定の文化、芸術、スポーツ関連のサービス・製品および特定の公共住宅などが含まれます。
10%	この標準税率は、VATが非課税、免税ないし0%、もしくは5%の対象として指定されていない物品・サービスに適用されます。

上記の税率表に当てはまらないものに関しては、その事業において供給される物品の税率の範囲の中で最も高い税率が適用されてVATが算定されます。

政令44/2023/ND-CPは、2023年7月1日から12月31日まで、特定の商品・サービスグループについてVATを2%引き下げる(すなわち、10%から8%へ)こととしていました。2023年11月29日、ベトナム国会はこの2%のVAT減税を2024年1月1日から6月30日まで延長することを承認しました。

輸出品および輸出サービス (Exported Goods and Services)

外国企業(非関税区の企業を含む)へ直接提供されるサービスおよび販売される物品については、そのサービスや物品がベトナム国外もしくは非関税区内で消費される場合には、0%のVAT率が適用されません。

輸出品および輸出サービス(国際運輸サービスを除く)に0%のVAT率を適用するためには、契約書、非現金決済の支払証憑、税関申告書(輸出品の場合)などの根拠資料が要求されます。

VATの規定では、0%のVAT率が適用されない多くのサービスが明記されています。特に、ベトナム国内で外国の顧客へ提供される広告、ホテルサービス、トレーニング、娯楽、観光および非関税区へ提供される種々のサービス(家屋のリース、従業員の通勤送迎、特定のケータリングサービス)およびベトナム国内での物品取引もしくは物流に関するサービスが含まれます。

VATの計算方法 (VAT Calculation Methods)

VATの計算方法には、控除法と直接法の2種類があります。

第1法

控除法 (Deduction method)

この方法は、関連する規定に基づいて会計帳簿、インボイスおよび書類を保持している事業者には適用されます。なお、以下の場合にも適用されます。

- VATの課税対象の年間売上高が10億ベトナムドン以上の事業者
- 控除法によるVAT申告のために自主的に登録する特定の場合

● VAT納税額の算定 (Determination of VAT payable)

$$\text{VAT納税額} = \text{アウトプットVAT} - \text{インプットVAT}$$

● アウトプットVATの計算 (Calculation of output VAT)

アウトプットVATは、課税対象品の価格(VAT加算前)に適用税率を乗じて計算されます。輸入品に関しては、VATの課税標準は、輸入関税の課税標準に輸入関税、特別売上税(該当する場合)および環境保護費(該当する場合)を加算した額をもって計算されます。割賦販売(不動産を除く)に関しては、実際に受領する割賦額ではなく、利息を含まない価額が課税対象となります。

● インプットVAT (Input VAT)

国内調達に関しては、インプットVATは、VATインボイスに基づきます。輸入に関しては、VATインボイスがないので、インプットVATは納税の証憑に基づいて控除されます。2,000万ベトナムドン以上の支払のインプットVATは、銀行決済の支払証憑がある場合に限り、控除が認められます。また、海外の供給者への対価支払時に源泉徴収されたインプットVAT (FCTの仕組みによるもの) についても、納税者が、課税対象の物品を供給する場合には、控除することができます。

事業者がVATの非課税対象とされている物品・サービスを扱う場合、購入時に支払ったインプットVATを回収することはできません。これは、課税対象品目として0%税率が適用される場合およびVATの申告納税が不要とされる場合には、インプットVATを回収することができる点とは対照的です。VATの課税対象と非課税対象の物品・サービスを共に扱う事業者は、VATの課税対象とされている事業に関わるインプットVAT部分のみを控除することができます。

第2法

直接法 (Direct method)

この方法は、次の納税者に適用されます。

- VATの課税対象の年間売上高が10億ベトナムドン未満の事業者
- 個人および事業を営む世帯
- 適正な会計帳簿を整備していない事業者およびベトナム投資法に規定されていない形態で事業活動を行う外国の組織および個人
- 金・銀・宝石の売買を行う事業者

● VAT 納税額の算定 (Determination of VAT payable)

$$\text{VAT納税額} = \text{販売した物品・サービスの付加価値} \times \text{VAT率}$$

ある期において、金、銀、宝石の売買による付加価値がマイナスであった場合、同じ期におけるこれら活動のプラスの付加価値と相殺することができます。相殺されないマイナスの付加価値の残額は同じ暦年の次の期に繰り越すことができますが、次年度に繰り越すことはできません。

一度選択したVATの申告方法は、その後2年連続して適用する必要があります。

値引きおよび販売促進 (Discounts and Promotions)

値引きを行った場合、一般的には、VATの課税価額を減少させることが認められています。しかし、特定の種類の値引きには、この取扱いが認められていません。また、値引きの種類に応じて、控除のための条件や規則が定められています。

自家消費される物品・サービス (Goods and Services for internal consumption)

企業の事業に関連して自家消費される物品もしくはサービスには、アウトプットVATは課されません。

登録、申告および納税 (Administration)

ベトナムで課税対象とされている物品・サービスを製造もしくは取引するすべての組織および個人は、VAT登録を行わなければなりません。特定の場合、企業の支店は、自己の活動について独自に登録および申告を行うことが要求されます。

異なる省で複数の事業活動を行っている会社で、その事業活動が本社で一括して会計処理されている場合、VATの申告は本社で一括して行わなければなりません。その税金は各省で配分して納付する必要があります。配分の規定は、以下の場合に適用されます。

- 製造従属部門・事業拠点
- 不動産の譲渡
- 建設活動 (VATのみ適用)
- 複数の省に所在する水力発電所
- 電子宝くじ事業

異なる省に位置する製造従属部門や事業拠点に配分されるVATは、それぞれ当該部門や事業拠点のVAT控除前の収入に2% (VAT10%対象品の場合) または1% (VAT5%対象品の場合) を乗じた金額です。上記の計算式で計算されたVATの配分額が本社のVATを上回る場合、本社のVATを基に、各製造従属部門や事業拠点のVAT控除前売上高が企業のVAT控除前総売上高に占める割合で按分して、配分するVATを再計算する必要があります。

納税者は、毎月、翌月の20日までにVAT申告をしなければなりません。ただし、前年の年間売上高が500億ベトナムドン以下の企業については、四半期ごとに、翌四半期開始月の最終日までにVAT申告を行うこととなります。

VAT還付 (VAT Refunds)

VAT還付は次の特定の場合にのみ認められます。

- インプットVAT額が3億ベトナムドンを超える輸出企業。納税者のVAT申告期間に合わせて毎月または四半期ごとに還付が行われます。輸出販売に係るインプットVAT (還付基準を満たす) に対する還付可能額は、その輸出売上高の10%を超えてはなりません。また、VAT還付は、様々な条件の下で、商品を輸入し、加工せずに輸出する企業に適用されます。
- VAT控除方式を採用している企業の新規プロジェクトが操業前の段階にあり、インプットVATの累計額が3億ベトナムドンを超える場合。ただし、条件付投資プロジェクトで要件を満たさないもの、または定款資本金が規定に沿って拠出されていない企業の投資プロジェクトなどは還付が認められません。
- 特定のODAプロジェクト、外交的免除、海外での消費のためにベトナムで商品を購入する外国人。

上記以外でインプットVATがアウトプットVATを上回る場合は、将来のアウトプットVATと相殺するために超過分を繰り越す必要があります。

インボイス Invoicing

電子インボイス (E-Invoices)

2022年7月1日以降、電子インボイスの使用が義務付けられました。

会社は、商品の販売やサービスの提供の際に、各取引の金額に関係なく税務当局からの認証コード付きの電子インボイスを使用することとなります。

税務当局の認証コードのない電子インボイスの使用は、電力、石油、電気通信、天然水、金融サービス、保険、医療、電子商取引、スーパーマーケット、商社または輸送など、一定の条件を満たす特定の事業分野の会社に許可されます。

認証コードのない電子インボイスを使用する会社は、直接または認可された電子インボイスのサービスプロバイダーを介して、電子インボイスデータを税務当局に送信する必要があります。会社が税務当局のポータルにデータを直接送信する場合は、税務当局のポータルに接続するための特定の技術要件を満たす必要があります。電子インボイスを適用する前に、認証コードの有無に関わらず会社はGDTのウェブポータルに登録し、税務当局から承認を得る必要があります。

財産税 Property Taxes

外国投資家は、通常、土地所有権の賃借に対して土地使用料を支払います。料率は地域、周辺の産業基盤の整備状況、会社の業種などによって大幅に異なります。

さらに、住宅およびアパートの所有者は非農地使用税法により土地税を納付しなければなりません。非農地使用税は、使用される特定の地域に対し、平米ごとの規定価格に基づいて、平米あたり0.03%から0.15%の累進税率によって課税されます。

特別売上税 Special Sales Tax (“SST”)

特別売上税は、特定の物品の生産もしくは輸入および特定のサービスの提供に適用される奢侈税の一種です。

輸入品(種々の燃料を除く)は輸入時点と販売時点の両方において特別売上税が課されます。

課税標準(Taxable Price)

製造業者によって販売される国内生産品あるいは輸入業者によって販売される輸入品の課税標準は、特別売上税、VATおよび環境保護費を除く販売価格です。販売価格が市場価格に基づくものとみなされない場合、税務当局は推定課税を行う可能性があります。輸入時の輸入品の課税標準は、関税の課税標準に輸入関税を加えたものです。

販売会社が、製造または輸入された商品を、第三者以外の企業へ販売する場合は、租税回避防止規定により、場合によって最低課税標準が課されることがあります。

税額控除(Tax Credits)

特別売上税の課税対象とされる原材料を使用して特別売上税の課税対象品を生産する納税者は、輸入もしくは国内の生産会社から購入した原材料に対して支払った特別売上税額を控除することができます。

納税者が輸入時点と販売時点の両方において特別売上税を支払う場合、輸入時点で支払われた特別売上税は販売時点で支払われる特別売上税から控除されます。

税率(Tax Rates)

特別売上税法では、課税対象を以下の2グループに分類しています。

物品	サービス
煙草、酒類、ビール、24座席未満の自動車、二輪車、航空機、ボート、ガソリン、90,000BTU以下のエアコン、トランプ、奉納用擬似紙製品	ディスコ、マッサージ、カラオケ、カジノ、ギャンブル、宝くじ、ゴルフ場、賭事を伴う娯楽

特別売上税率は、以下のように定められています。

物品・サービス	税率(%)
葉巻・煙草	75
蒸留酒・ワイン	
a) 20°以上のABV	65
b) 20°未満のABV	35
ビール	65
自動車(24座席未満) (2022年3月1日から2027年2月28日まで、二次電池式電気自動車に適用される税率は1%から3%)	10 - 150
二輪車(シリンダ容量125cm ³ 超)	20
航空機	30
ボート	30
ガソリン	7 - 10
エアコン(90,000BTU以下)	10
トランプ	40
奉納用擬似紙製品	70
ディスコ	40
マッサージ、カラオケ	30
カジノ、ジャックポットゲーム	35
賭事を伴う娯楽	30
ゴルフ	20
宝くじ	15

グリーン税制とグリーン優遇税制の概要

Green Taxes and Green Incentives Landscape

グリーン税制 (Green Taxes)

2020年11月17日、国会は、環境保護に関する法律(72/2020/QH14)を發布しました。これは、2022年1月1日より発効され、環境保護に関するガイドラインを提供するものです。

環境税またはグリーン税には、エネルギー、輸送、汚染、資源に関する税金が含まれます。エネルギー税は、ガソリンやディーゼルなどの輸送に使われるエネルギー製品や電力、および、燃料油、天然ガス、石炭や暖房に使われる電気など、その他の目的に使われるエネルギー製品や電力にかかる税金です。ベトナムには独立したグリーン税制の仕組みはありませんが、環境問題に取り組むためにさまざまな種類の税制を整備しています。

以下は、主なグリーン税制です。

No.	税金の種類	税金の性質	具体的な課税対象
1	特別売上税 Special Sales Tax (SST)	例えば、自動車については、そのシリンダー容量に応じて税率が決まるなど、特別売上税には環境保護を促進する規則があります。また、ハイブリッド燃料やバイオエネルギーを使用する自動車は税率が軽減され、軽減税率は電気自動車にも適用されます。バイオ燃料を使用したガソリンは、通常のガソリンより低い税率が適用されます。	特別売上税のセクションをご参照ください。
2	炭素排出量割当 Carbon emission quota	新環境法において、政府は炭素排出権取引の概念を導入し、炭素排出量に上限を設ける意向を示しました。二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)、三フッ化窒素(NF3)を排出するすべての製造会社に炭素排出量の割当が適用されます。	温室効果ガス排出の産業リストに該当する企業は、検査を受ける必要があります。そのため、これらの企業は、割り当てられた排出量に基づき、温室効果ガスの排出を削減する計画を立てなければなりません。なお、割り当てられた炭素排出量の交換や売買、カーボンオフセットといった手段をとることもできます。

3	天然資源税 Natural Resources Tax (NRT)	天然資源税は、石油、鉱物、天然ガス、林産物など、ベトナムの天然資源の開発に課される税金です。特定の条件を満たす場合、農業、林業、漁業、塩産業に使用される天然水と冷却のために使用される海水は天然資源税を免除される場合があります。	税率は、開発される天然資源の種類に応じて1%から40%の範囲となっており、単位あたりの指定された税額を用いて実際の生産高に基づき適用されます。市場価格が存在しない場合もあるため、天然資源税の課税標準を算出するための様々な計算方法が定められています。原油、天然ガスおよび石炭ガスは、1日の平均生産高に応じて累進税率により課されます。																		
4	環境保護税 Environment protection taxes (EPT)	環境保護税 (EPT) は、環境に有害であるとされた特定の物品 (代表的なものとして石油や石炭) の製造および輸入に対して適用される税です。	<p>税額は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="967 752 1417 1496"> <thead> <tr> <th>物品</th> <th>単位</th> <th>税額 (VND)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油、ディーゼル、潤滑油など</td> <td>litre/kg</td> <td>600 - 2,000</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>ton</td> <td>15,000 - 30,000</td> </tr> <tr> <td>HCFCS</td> <td>kg</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>ビニール袋 (*)</td> <td>kg</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>使用が制限されている化学品</td> <td>kg</td> <td>500 - 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 包装に使用されるものや、環境に配慮したものは除かれます。</p>	物品	単位	税額 (VND)	石油、ディーゼル、潤滑油など	litre/kg	600 - 2,000	石炭	ton	15,000 - 30,000	HCFCS	kg	5,000	ビニール袋 (*)	kg	50,000	使用が制限されている化学品	kg	500 - 1,000
物品	単位	税額 (VND)																			
石油、ディーゼル、潤滑油など	litre/kg	600 - 2,000																			
石炭	ton	15,000 - 30,000																			
HCFCS	kg	5,000																			
ビニール袋 (*)	kg	50,000																			
使用が制限されている化学品	kg	500 - 1,000																			

上述の税金のほか、企業はその産業分野や活動に応じて、環境保護料の徴収や、環境保護基金への積立・拠出、環境に対する損害への補償、環境保険への加入などを求められる場合があります。

グリーン優遇税制 (Green Incentives)

グリーン優遇税制とは、環境負荷を低減するプロジェクトや投資を奨励する財務的支援です。これには、環境保護に関する助成金や税務上の優遇措置などがあります。

上述の制度とは別に、対象プロジェクトには、土地に関連する恩典 (例: 土地割り当ての優先権、土地賃料の削減)、低金利、環境保護税・環境保護料の免除・削減、環境に配慮した製品・サービスに対する補助金などの優遇措置制度が付与されます。

輸出入関税 Import and Export Duties

輸入関税 (Import duties)

ベトナムに輸入されるほとんどの物品は、免税条件を満たしている場合を除き、輸入関税率の対象となります。

輸入関税は、従価ベース(輸入品の課税価格に対応する輸入関税率の乗算)で計算されます。

輸入関税率は、一般税率、優遇税率および特別優遇税率の3種類に分類されます。

優遇税率はベトナムと最恵国待遇(MFN - Most Favoured Nation、正常貿易関係:NTR - Normal Trade Relationsとも呼ばれる)関係である国からの輸入品に適用されます。MFN関税率は、ベトナムの世界貿易機関(以下、「WTO」)コミットメントに基づいて、WTO加盟国からの輸入品に対して適用されます。

特別優遇税率は、ベトナムとの間で特別優遇貿易協定(または自由貿易協定)を締結している通商国からの輸入品に対して適用されます。現在、ベトナムが加盟しておりかつ有効な自由貿易協定(FTAs)は以下のとおりです。

- ASEAN物品貿易協定(ATIGA)
- 日本・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)
- 中国・ASEAN自由貿易協定(ACFTA)
- 香港・ASEAN自由貿易協定(AHKFTA)
- ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)
- ASEAN・韓国自由貿易協定(AKFTA)
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)
- ASEAN諸国、オーストラリア、中国、日本、韓国およびニュージーランドによる地域的な包括的経済連携協定(RCEP)
- ベトナム・チリ自由貿易協定(VCFFTA)
- EU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)
- ベトナムとユーラシア経済連合およびその加盟国との間の自由貿易協定(VN-EAEU FTA)
- ベトナム・イスラエル自由貿易協定(VIFTA)
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)
- ベトナム・韓国自由貿易協定(VKFTA)
- 日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)
- イギリス・ベトナム自由貿易協定(UKVFTA)

また、欧州自由貿易協会(ベトナムとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイス)およびアラブ首長国連邦(UAE)とのFTAの交渉は現在進行中です。ASEANとカナダとのFTAの交渉も2021年11月以来進行中となっています。

特別優遇税率を適用するためには、輸入品の適切な原産地証明書が必要となります。優遇国/最恵国以外の国を原産とする物品には、通常の税率(MFN関税率の50%増)が適用されます。

また、輸入品に適用される一般的な輸入VATは5%もしくは10%となります。2023年は、10%の輸入VAT税率が適用される品目は、8%の軽減VAT税率の適用を受けることができました。この軽減税率は、以下の品目を除き2023年7月1日から2024年6月30日まで適用されます。

- 金属および金属加工品、特定の鉱業製品、石炭、石油精製品および化学製品
- 特別売上税(SST)対象品目

関税評価 (Customs valuation)

原則として、ベトナムはWTOの関税評価協定に従い、特定の変更を加えています。輸入品の課税価額は、通常、取引価額を基礎とします(すなわち、輸入品に対して実際の支払価格に基づき、必要に応じて特定の課税もしくは非課税の要素が調整される)。取引価格を適用することができない場合には、代替的な方法により課税価格が決定されます。

免税 (Exemptions)

投資奨励分野・地域に分類されるプロジェクトや特定の状況下で輸入される物品は、輸入関税が免除されます。

以下を含む品目が輸入関税の免税対象とされます。

- 奨励投資プロジェクトの固定資産を形成する機械設備、専用運搬手段および建設資材(ベトナムで生産ができないもの)
- 石油・ガス事業での使用のため輸入される機械設備、専用運搬手段、物資(ベトナムで生産ができないもの)および事務所設備
- 輸出品を生産するために輸入される材料、消耗品、部品
- 輸出加工のために輸入される材料、消耗品、部品
- 非関税区域において製造、加工、再利用、組立されるもので、かつ国内市場に輸入される際に輸入された原材料または部品を使用していないもの
- 特定の奨励プロジェクトでの生産のために輸入されかつ国内生産ができない材料、消耗品、部品
- 品質保証、修理、交換の目的で一時的に輸出入されるもの

還付 (Refunds)

以下を含む、輸入関税の還付が可能なケースがあります。

- 輸入関税を支払った物品が実際には物理的に輸入されない場合
- 製造に使用されていない輸入品を再輸出する場合
- 国内市場向け製品の製造のために輸入された物品がその後輸出用製品の製造のために利用される場合

輸出関税(Export Duties)

輸出関税は、砂、チョーク、大理石、花崗岩、鉱石、原油、林産品および金属スクラップを含むごく一部の天然資源に対してのみに課されています。税率は、0%から40%の範囲で定められています。輸出関税の課税標準は、FOB(本船渡し)・DAF(国境渡し)価格、すなわち、契約書に記載されている積地での販売価格、または国際輸送費および保険料を除いたインボイスに記載された価格とされています。輸出品の通関価格が取引価額方式で定められない場合、税関当局は、税関当局の価格データベースに登録された類似輸出品の取引価格、国内市場での類似商品の販売価格に特定の調整を加えた価格、税関当局が収集・分類・調整した輸出品の販売価格を順次評価基準として使用し、通関価格を決定します。

輸入品に課される可能性のあるその他の税金(Other taxes potentially imposed on imports)

輸入関税および輸入VATに加えて、輸入品に適用される可能性があるその他の税金があります。当該その他の税金の中には、特別売上税、環境保護税、アンチダンピング関税、セーフガードや補助金に対する相殺関税が含まれており、限定された物品に適用されます。

税関調査(Customs audits)

税関当局は、当局の事務所または納税者の施設において事後調査を行うことができます。この調査では、通常、HSコード分類、関税評価額、原産地証明、および輸出用製品の製造・加工のために輸入した材料の減免措置に係る関税年次報告書に含まれる問題点が焦点となります。

個人所得税 Personal Income Tax (“PIT”)

税務上の居住者 (Tax Residency)

税務上の居住者とは、次のいずれかに該当する個人です。

- 課税年度において183日以上ベトナムに滞在する個人、もしくは
- ベトナム国内に恒久的住居(在留許可証・一時在留許可証に記載されている登録住居、またはベトナムに課税年度のうち183日以上賃借期間の借家を含む)を有しており、他国の税務上の居住者であることを証明できない個人

税務上の居住者は、所得の支払地や受領地を問わず、その全世界所得に対してベトナムの個人所得税が課されます。雇用所得については、累進税率によって課されます。その他の所得については、所得の種類に応じて異なる税率により課されます。

税務上の居住者とされる条件に該当しない個人は、税務上の非居住者とされます。税務上の非居住者は、課税年度におけるベトナムに関連する雇用所得に対して一律20%の税率で個人所得税が課されます。また、雇用所得以外の所得については、個別の税率によって課されます。ただし、税務上の非居住者の課税範囲に関しては、適用可能な租税条約上の規定を検討することが望まれます。

課税年度 (Tax Year)

ベトナムの課税年度は暦年とされています。ただし、暦年において赴任初年度の個人のベトナム滞在日数が183日未満の場合、その個人の課税初年度はベトナム到着日から12ヶ月とされます。その後、課税年度は暦年となります。

雇用所得 (Employment Income)

課税の対象とされる雇用所得は広義で、金銭によるすべての報酬と種々の現物支給を含みます。ただし、以下の項目は課税の対象とはされません。

- 出張経費
- 電話料金・文房具代
- 制服代(現金支給については上限あり)
- 時間外手当(通常賃金に加算される時間外勤務・夜間勤務に対する割増部分のみ)
- 転勤手当(一度のみ)
 - 海外に勤務するベトナム人への海外赴任時の支払い
 - ベトナムに勤務する外国人へのベトナム赴任時の支払い
 - 海外に長期滞在した後、ベトナム勤務のため帰国するベトナム人へのベトナム赴任時の支払い
- 通勤用の交通費
- 外国人および海外に勤務するベトナム人への一時帰国のための往復航空運賃(年間一度のみ)
- ベトナムで勤務する外国人、または海外で勤務するベトナム人の子供の高等学校までの学費
- 研修費用
- シフト間の食事(現金支給については上限あり)
- 集団的に提供される特定の現物支給(会費、接待費、健康診断など)
- さまざまな産業でローテーションベースで勤務する従業員のための航空運賃(石油、鉱業など)

- 特定の国内および海外の任意加入の保険(従業員に保険金の返戻があるものを除く)への雇者の拠出金(医療保険、傷害保険など)
- 結婚式、葬式に係る手当(上限あり)

上記の項目について免税の取り扱いを受けるための条件と制限が規定されています。

雇用所得以外の所得 (Non-employment Income)

雇用所得以外の課税所得には、以下のものが含まれます。

- 事業所得(年1億ベトナムドンを超える家賃収入を含む)
- 投資所得(利子、配当金など)
- 株式売却益
- 不動産売却益
- 相続で1,000万ベトナムドンを超える場合
- 賞金/賞品で1,000万ベトナムドンを超える場合(カジノでの賞金による所得を除く)
- 著作権・フランチャイズ・ロイヤルティー・贈与による所得で1,000万ベトナムドンを超える場合

非課税所得 (Non Taxable Income)

非課税所得には、以下のものが含まれます。

- 銀行・金融機関への預金もしくは生命保険契約からの利子
- 生命保険・損害保険契約に基づく保険金
- 社会保険法に基づく退職年金(または外国での法律にもとづく同等の退職年金)
- 一親等親族間の資産譲渡所得
- 一親等親族間の相続・贈与
- 任意保険制度に基づく月次退職年金
- 外資系運輸企業もしくはベトナム国際運輸企業に勤務するベトナム人船員の所得

外国税額控除 (Foreign Tax Credits)

海外での所得がある税務上の居住者は、海外所得に対する外国で納付した所得税をベトナムの所得税から控除することができます。

税務上の所得控除 (Tax Deductions)

税務上、以下のものが所得控除の対象となっています。

1. 強制加入の社会保険・健康保険・失業保険への従業員の拠出金
2. 任意のベトナムの年金制度への拠出金(ただし上限あり)
3. 特定の認可チャリティー団体への従業員の拠出金
4. 人的控除
 - 本人控除: 1,100万ベトナムドン/月
 - 扶養控除: 440万ベトナムドン/月。扶養控除については、自動的に認められるわけではないことから、納税者は適格扶養親族を登録するために税務当局へ根拠となる書類を提出しなければなりません。

個人所得税率 (PIT Rates)

居住者 - 雇用所得 (Residents - employment income)

年次課税所得 (百万ベトナムドン)	月次課税所得 (百万ベトナムドン)	税率
0 - 60	0 - 5	5%
60 - 120	5 - 10	10%
120 - 216	10 - 18	15%
216 - 384	18 - 32	20%
384 - 624	32 - 52	25%
624 - 960	52 - 80	30%
960超	80超	35%

居住者 - 雇用所得以外の所得 (Residents - other income)

課税所得の種類	税率
事業所得	0.5% - 5% (事業所得の種類による)
利子 (銀行利子以外)・配当金	5%
株式の売却	0.1% (売却価格に対して)
資本譲渡	20% (純利益に対して)
不動産の売却	2% (売却価格に対して)
著作権収入	5%
フランチャイズ・ロイヤルティーによる所得	5%
賞金・賞品による所得	10%
相続・贈与による所得	10%

非居住者 (Non-residents)

課税所得の種類	税率
雇用所得	20%
事業所得	1% - 5% (事業所得の種類による)
利子 (銀行利子以外)・配当金	5%
株式の売却、資本譲渡	0.1% (売却価格に対して)
不動産の売却	2% (売却価格に対して)
著作権収入	5%
フランチャイズ・ロイヤルティーによる所得	5%
商品・賞金による所得	10%
相続・贈与による所得	10%

登録、申告および納税 (Administration)

税務コード (Tax codes)

課税所得を有する個人は税務コードを取得しなければなりません。課税雇用所得を有する個人は、税務登録書類を雇用主に提出することが要求されています。雇用主は、従業員から受領した税務登録書類を税務当局へ提出します。その他の課税所得がある個人は、居住する地区の税務署へ税務登録書類を提出しなければなりません。

税務申告および納税 (Tax declarations and payment)

雇用所得については、月次もしくは四半期ごとに、それぞれ翌月の20日または四半期の翌月の末日までに申告・納付しなければなりません。年度末には年間の納付すべき税額と年度中に納付した金額との差額を納税します。雇用者の場合は翌年度の3ヶ月目の末日までに、個人の場合は翌年度の4ヶ月目の末日までに確定申告書を提出し、追加の納税を行わなければなりません。

税務上の居住者である外国人従業員はベトナムでの勤務終了時に確定申告を行なうことが要求されています。外国人従業員は、税金が正しく支払・更新されることを確認するために納税履歴をレビューし、調整する必要があります。税務コードを持つ個人のみが還付の対象となります。

ベトナム企業は、サービス提供のためにベトナムへ出向する外国契約者に関するすべての情報 (氏名、所得情報、パスポート番号など) について、遅くともベトナムでの労働を開始する7日前までに地方税務当局に通知を提出しなければなりません。

雇用所得以外の所得については、個人がその所得の種類に応じて個人所得税を申告納税することが要求されます。個人所得税の規定上では、受領の都度申告納税することが要求されています (年次で申告・納税できる賃貸収入を除きます)。

個人事業主への支払に関する源泉徴収義務

みなし納税を行う家族経営や個人事業主へ、ボーナス、現金および現金以外の支援、販売促進、値引き、割引きおよび報酬の支払いを行う企業は、これらの支払いからPITおよびVATを源泉徴収する必要があります。

社会保険、健康保険および失業保険

Social, Health and Unemployment Insurance Contributions

失業保険(Unemployment Insurance、“UI”)はベトナム人にのみ適用されます。

健康保険(Health Insurance、“HI”)は、ベトナム人およびベトナムの労働契約書に基づいて少なくとも3ヶ月間雇用されている外国人に適用されます。

社会保険(Social Insurance、“SI”)は労働許可証を保有し、無期または有期(1年以上)のベトナムの労働契約書に基づいて雇用されているベトナムで働く外国人にも適用されます。

グループ会社内で異動する特定の外国人従業員およびベトナムの法定定年年齢に達した従業員は、強制社会保険の対象にはなりません。

社会保険、健康保険、失業保険の保険料率は以下のとおりです。

	社会保険	健康保険	失業保険	合計
従業員	8%	1.5%	1%	10.5%
雇用主	17.5%	3%	1%	21.5%

上述の強制保険への拠出金の算出基礎となる所得は、労働契約書に記載されているとおり、給与・賃金、特定の手当、およびその他の定期的な支払いを含みます。ただし、社会保険および健康保険は最低賃金の20倍、失業保険は地域別最低賃金の20倍が上限金額です。最低賃金および地域別最低賃金は政府によって定められ、毎年見直しされます。

雇用主による強制保険への拠出額は、従業員の課税所得とはなりません。従業員による拠出は、個人所得税の計算上、所得控除が可能です。

従業員と雇用者は、任意の年金制度に加入することが奨励されています。拠出金については従業員(PIT目的)と雇用者(CIT目的)の両方に対して、一定の範囲内で控除が認められています。

その他の税金 Other Taxes

上記のほか、営業許可税(事業ライセンス税)、特定の登録可能な資産の譲渡に対する各種登録料(印紙税に類似)などがあります。

税務調査、不服申立および訴訟

Tax Audits, Appeals and Litigation

税務調査は定期的実施され、多くの場合、複数年の調査が行なわれます。税務当局は調査の実施前に納税者に対し、文書をもって税務調査の具体的日時および範囲を通知します。

様々な税務違反に対する罰則を定めた規則があります。これらの罰則は、比較的軽微な行政罰から、追徴税額の数倍とされるものまで様々です。税務当局により(税務調査などで)指摘された申告不足額に対しては、通常、過少申告税額に対して20%のペナルティが科されます。納税遅延の場合には、1日の遅延に対して0.03%の利息が科されます。

追徴課税および遅延利息に関する時効は通常10年であり、ペナルティに関する時効は5年です。納税者が税務登録をしていない場合には、追徴課税および遅延利息に関する時効はありません。

規定されているとおり、納税者が税務調査の結果に同意しない場合には税務調査への不服申立(2次不服申立まで)を行うことができます。あるいは、納税者は税務裁判を起こすことも可能です。

このような措置の実行には様々な期限が設定されています。

会計および監査 Accounting and Auditing

会計制度 (Accounting framework)

ベトナム会計基準 (Vietnamese Accounting Standards)

2001年から2005年にかけて、財務省は国際会計基準の旧版をベースに、ベトナムの状況に合わせて一定の改訂が加えられた26のベトナム会計基準(以下、「VAS」)を発行しました。国際財務報告基準(以下、「IFRS」)と比較すると、金融商品、固定資産の減損や公正価値などに関する会計基準がまだ発行されていません。

会計法および関連する実務指針 (Accounting Law and applicable implementation guidance)

ベトナムにおいて、会計法は国会によって発行された最上位の会計規則です。会計上の論点は、様々な Decision(決定)、Decree(政令)、Circular(通達)、オフィシャルレターおよびベトナム会計基準によって規定されています。

ベトナムの会計制度は、ベトナム会計システム、ベトナム会計基準および会計に適用される様々なガイドライン(総称して「VAS」といいます)から構成されています。ベトナム会計システムは、会計実務において参照される共通の会計資料であり、標準的な勘定科目表、財務諸表のひな型、会計帳簿および会計伝票のひな型に加え、特定の取引の複式簿記に関する詳細なガイドラインを提供します。したがって、ベトナム会計システムは基本的に実質主義ではなく、形式主義であると言えます。

金融機関、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、投資ファンドについては、業界別の会計ガイドラインがあります。金融機関向けの会計ガイドラインはベトナム中央銀行によって発行され、その他は財務省より発行されます。

一般的な会計規則 (General regulations on accounting)

- 会計制度:ベトナム会計システム、ベトナム会計基準および会計に適用されるガイドライン
- 言語:会計記録はベトナム語により維持されることが義務付けられています。ただし、共通言語として使用される外国語の併記が求められています。
- 会計期間:会計期間は12ヶ月です。新設会社の初年度の会計期間は、ERC日付から15ヶ月を超えることはできません。同様に、最終年度の会計期間も15ヶ月を超えることはできません。
- 会計通貨:会計において使用される通貨はベトナムドンです。主に外貨で受払いを行う企業は、規定されたすべての要件を満たしている場合、その外貨を会計通貨として選択し、財務諸表を作成することが可能です。しかし、法定決算において、外貨を会計通貨として使用する企業は、特定の規定に従って、当該通貨で作成された財務諸表をベトナムドンに変換する必要があります。
- 会計書類:会計書類は、紙面または電子ファイルのいずれかの形式で保管することができます。電子書類を使用している企業は、保管のためにその書類を印刷する必要はありません。これらの企業は関係当局が検証、調査、モニタリングおよび監査のためにコピーを要求した場合にのみ、電子会計書類を印刷し、法定代表者もしくはチーフアカウンタントの署名を付すことが求められます。
- 社印:企業は公式の社印の形式、数量および内容を決定することができます。社印の管理、使用および保管については、企業の定款に準拠しなければなりません。

- 保存期間: 企業の管理または運営のための書類の保存期間は5年間です。会計帳簿の記録や財務諸表の作成のために直接使用される文書および、会計帳簿や年次財務諸表の保存期間は10年間です。

会計記録の欠如は、VASへの非準拠と評価される根拠となります。税務当局は、VASへの非準拠を、法人税(CIT)の優遇取消し、損金算入否認、インプットVATの控除・還付の否認を含む更正やペナルティの根拠として取り扱う可能性があります。

財務報告 (Financial reporting)

VASに基づいて作成される基本財務諸表は以下のとおりです。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュフロー計算書
- 持分変動の開示を含む、財務諸表に対する注記

企業は、会計法および指針規則で定められる基準および要件を満たすチーフアカウントを採用しなければなりません。年次財務諸表は、チーフアカウントおよび法定代表者の承認を受けなければなりません。財務諸表の写しは、会計年度末から90日以内に地方当局に提出することが要求されます。さらに、上場企業および公益企業は、中間財務諸表を作成および提出する義務があります。

IFRSへの移行 (Moving to International Financial Reporting Standards (“IFRS”))

財務省(以下、「MoF」)が力を入れている分野の一つが、ベトナムでのIFRS採用の促進です。2020年3月16日、MoFはベトナムにおけるIFRSの適用スキームを承認する決定345/QD-BTCを発行しました。IFRS導入のロードマップは、以下の3段階で構成されています。

第1段階	IFRS適用準備(2020年から2021年): MoFは、2022年以降のIFRS適用企業を支援するため、IFRSロードマップ実行のため必要な準備を行う。この準備には、IFRS条文をのベトナム語訳での発行、研修、IFRS適用のためのガイドラインの作成などが含まれる。
第2段階	IFRS試験適用(2022年から2025年): 国営企業グループの親会社、企業グループ内の親会社である上場企業、大規模な非上場公営企業やその他の親会社など、必要性和リソースがある企業は、連結財務諸表について自主的にIFRSを適用する旨をMoFに通知することができる。FDI企業は、国家予算への拠出について必要なすべての情報と透明性のある報告を当局に提供することを条件に、個別財務諸表についてIFRSを任意適用することができる。
第3段階	IFRS強制適用(2025年以降): すべての国営企業、上場企業、大規模な非上場公営企業の連結財務諸表についてIFRSの適用が義務付けられる。

親会社として事業を行うその他の企業は、任意でIFRS連結財務諸表を作成することができます。それ以外のすべての企業は、必要なすべての情報を提供し、国家予算への拠出について当局に透明性のある報告を行うことを条件に、個別財務諸表について任意でIFRSを採用することができます。IFRSは、財務報告における情報の透明性や比較可能性の向上などのメリットを企業にもたらし、その結果、関連するステークホルダーに有用な財務情報を容易に提供し、海外からの投資を呼び込むことが期待されています。

なおMoFによる公式発表はないものの、決定345/QD-BTCに基づくIFRSロードマップの実施に遅れが出るのが予想されます。

会計法および企業会計制度の改正見込み (Expected amendments to the Accounting Law and corporate accounting system)

MoFはデジタル変革プロセスに対応するためのベトナム会計法の改正、特に電子的環境に適合するための追加の規定について意見を集めています。

また、MoFは、現行の企業会計制度である通達200/2014/TT-BTC(以下、「通達200」)を補足する新しい通達を発行する予定です。当該通達案は、IFRSとの基準間差異を狭め、新しい種類の取引に適応するため、通達200の様々な条文を修正・補足するためのものです。この変更は、経済発展、特にベトナム市場への海外資本の誘致をサポートすることが期待されています。

加えて、保険、銀行、証券などの特定事業の会計制度も改正の過程にあります。この改正も、国際的な会計原則の採用による新しい経済に対応することを目的としています。

監査要件 (Audit requirements)

MoFは、国際監査基準(以下、「ISA」)を基礎とした47のベトナム監査基準(以下、「VSA」)を発行しており、これは発行日時点でのISAとほぼ同様の内容です。MoFは、現行のISA基準に準拠した新しいVSAの草案作成および発行、または既存のVSAの改訂を進めています。さらに、ベトナムは、投資完了監査に関する監査基準としてVSA No.1000を自主的に作成しました。

以下に示す企業の年次財務諸表は、ベトナムの独立監査法人により監査を受けることが求められています。

- 外資系企業
- 信用機関、金融機関、保険会社、再保険会社、保険仲介会社、外国の損害保険会社の支店
- 公益企業、株式発行機関および証券取引機関、上場企業もしくは株式発行機関ないし証券取引機関により20%以上を所有されている企業
- 国営企業、重要な国家プロジェクトを実施する企業、国家基金を使用するグループAのプロジェクト

監査済みの年次財務諸表の提出期限は、企業の種類により異なりますが、通常は会計年度末から90日以内、レビュー済みの中間財務諸表は会計年度の中間期末から45日以内とされています。これらの財務諸表は、ライセンス当局、財務省、地方税務当局、統計当局およびその他の関連当局へ提出することが求められています。

監査契約は、企業の会計年度末日の30日前までに独立監査法人と締結することが求められています。

一般的な監査人の交替要件に従って、監査報告書へ署名する監査人は3年継続した後に交代する必要があります。監査報告書へ署名する監査人の要件とは別に、社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity)の監査実務者は、継続関与年数4年で交代する必要があります。また、金融機関の監査法人は、継続関与年数5年で交代しなければなりません。

内部監査 (Internal audit)

政令05/2019/ND-CPは、内部監査機能の確立と実施のための法的枠組みを提供しています。この政令の目的は、ベトナム企業が内部監査のアプローチと手法に関する先進的な慣行を採用し、コーポレートガバナンス、内部統制およびリスク管理における透明性、誠実性、効率性、有効性を強化し、企業が価値を高め、業績を向上させるための基礎となるようにすることにあります。

当該政令のさらなる理解について企業を支援するため、PwCはホーチミン証券取引所(HOSE)と連携し、ベトナムにおける効果的な内部監査機能の開発と維持に関する一般的なQ&Aを作成し、2020年3月に公開しました。

また、2021年1月25日、MoFはベトナムの内部監査基準および内部監査の職業倫理の原則に関する通達08/2021/TT-BTCを発行し、2021年4月1日から適用となりました。この通達では、内部監査の運用や実効性評価の根拠、必要とされる職業的倫理について、より詳細なガイダンスを提供しています。

別添 I – 租税条約

Appendix I - Double Taxation Agreements

ベトナムは、BEPS防止措置実施協定へ署名しました。その結果、ベトナムの租税条約は、一部改正の対象となる可能性があります。

租税条約における各種源泉税率は、以下のとおりです。

No	受取人	利子 (%)	ロイヤルティー (%)	備考
1	アルジェリア	15	15	1, 2
2	オーストラリア	10	10	-
3	オーストリア	10	7.5/10	2
4	アゼルバイジャン	10	10	2
5	バングラデシュ	15	15	2
6	ベラルーシ	10	15	2
7	ベルギー	10	5/10/15	2
8	ブルネイ・ダルサラーム国	10	10	2
9	ブルガリア共和国	10	15	2
10	カンボジア	10	10	2
11	カナダ	10	7.5/10	2
12	中国	10	10	2
13	クロアチア	10	10	-
14	キューバ	10	10	-
15	チェコ共和国	10	10	2
16	デンマーク	10	5/15	2
17	エジプト	15	15	1
18	エストニア	10	7.5/10	-
19	フィンランド	10	10	2
20	フランス	Nil	10	-
21	ドイツ	10	7.5/10	2
22	香港	10	7/10	2
23	ハンガリー	10	10	-
24	アイスランド	10	10	2
25	インド	10	10	2
26	インドネシア	15	15	2

No	受取人	利子 (%)	ロイヤルティー (%)	備考
27	イラン	10	10	2
28	アイルランド	10	5/10/15	2
29	イスラエル	10	5/7.5/15	2
30	イタリア	10	7.5/10	2
31	日本	10	10	2
32	カザフスタン	10	10	2
33	韓国	10	5/15	2
34	朝鮮民主主義人民共和国	10	10	2
35	クウェート	15	20	2
36	ラオス	10	10	-
37	ラトビア	10	7.5/10	2
38	ルクセンブルク	10	10	-
39	マカオ	10	10	2
40	マケドニア	10	10	1
41	マレーシア	10	10	2
42	マルタ	10	5/10/15	2
43	モンゴル	10	10	2
44	モロッコ	10	10	2
45	モザンビーク	10	10	-
46	ミャンマー	10	10	2
47	オランダ	10	5/10/15	2
48	ニュージーランド	10	10	-
49	ノルウェー	10	10	2
50	オマーン	10	10	2
51	パキスタン	15	15	2
52	パレスチナ	10	10	-
53	パナマ	10	10	-
54	ポルトガル	10	7.5/10	2
55	フィリピン	15	15	2
56	ポーランド	10	10/15	-
57	カタール	10	5/10	2
58	ルーマニア	10	15	2
59	ロシア	10	15	-
60	サンマリノ	10/15	10/15	-

No	受取人	利子 (%)	ロイヤルティー (%)	備考
61	サウジアラビア	10	7.5/10	2
62	セルビア	10	10	2
63	セイシェル	10	10	-
64	シンガポール	10	5/10	2
65	スロバキア	10	5/10/15	2
66	スペイン	10	10	2
67	スリランカ	10	15	2
68	スウェーデン	10	5/15	2
69	スイス	10	10	-
70	台湾	10	15	-
71	タイ	10/15	15	2
72	チュニジア	10	10	2
73	トルコ	10	10	2
74	アラブ首長国連邦	10	10	2
75	ウクライナ	10	10	2
76	イギリス	10	10	2
77	アメリカ合衆国	10	5/10	1, 2
78	ウルグアイ	10	10	-
79	ウズベキスタン	10	15	2
80	ベネズエラ	10	10	2

出典: 税務総局 (GDT)

備考:

1. 未発効
2. 特定の政府機関などから得た利子は、免税になります。

ほとんどの場合、DTAによって規定された税率の上限は国内法の源泉税率よりも高くなっています。この場合には、国内法の税率が適用されます。

相互協議手続 (MAP)

ベトナムの現行の税務紛争解決メカニズムには、不服申立、裁判、適用されるDTAに基づく相互協議手続 (以下、「MAP」) があります。そのため、DTAには納税者がベトナムともう一方の締約国に対して、MAPによる紛争解決を要求する権利が規定されています。

ベトナムにおけるPwCのサービス

PwC Services in Vietnam

PwCベトナムは1994年にハノイおよびホーチミンにオフィスを設立しました。ベトナムにおいて、投資、法務、税務、会計およびコンサルティングに関する基準や手続およびマーケットを熟知したおよそ1,500名のベトナム人と外国人の人材を擁しています。PwCベトナムは主要省庁、金融機関、国営企業、民間企業、商業団体やODAコミュニティと強い関係性を構築しています。

我々はまた、2000年に司法省から認可を受けた弁護士事務所をベトナムに有しており、ホーチミンに本社を置き、ハノイに支店を有しています。

弊社のサービスは以下のとおりです。

税務および顧問サービス

- 税務コンサルティングおよび税務コンプライアンス
- 税務ヘルスチェックサービス
- 税務紛争解決
- 移転価格税制
- 税務デューデリジェンスおよび税務ストラクチャリング
- 給与計算アウトソーシング
- 税務調査サポート
- 税務技術ソリューション
- 記帳代行サービス

関税および国際貿易に関するアドバイス

- 関税コンサルティングおよび関税コンプライアンス
- 関税ヘルスチェックサービス
- 関税紛争解決
- 関税技術ソリューション

法務サービス(弊社関連弁護士事務所である、PwC Legal (Vietnam) を通じて)

- 市場参入
- 企業法務およびビジネス法務サービス
- 合併および買収
- 不動産
- 知的財産および技術移転
- 雇用および人事関連
- 銀行・金融サービス
- データ保護およびプライバシーサービス

ディールズサービス

- デューデリジェンス等のトランザクションサービス
- コーポレートファイナンス
- バリュエーション
- 事業戦略支援
- インフラ、政府および公益事業
- 事業再構築
- 運転資本管理

コンサルティングサービス

- 戦略
- コスト・パフォーマンスマネジメント
- リスク・ガバナンス
- 不正調査
- ITコンサルティング
- 人事制度改革
- オペレーション・サプライチェーンマネジメント
- 財務機能支援
- 金融業支援
- データアナリティクス

アシュアランスサービス

- 財務諸表監査
- 財務情報のレビュー
- 合意された手続等
- リスクアシュアランスサービス
- 内部監査サービス
- 経営管理支援
- ITリスクアシュアランスサービス
- パフォーマンス評価・保証サービス
- ビジネスレジリエンス
- コーポレートガバナンス
- ESGレポーティング
- 資本市場サービス

特定の顧客グループサービス

- 日系企業サポートサービス
- 中国・台湾企業サポートサービス
- 韓国企業サポートサービス
- プライベートビジネスサービス

連絡先 Contacts

ベトナムでの私どもの各種サービスの詳細な問い合わせは、以下の者までご連絡ください。

ホーチミンオフィス

ハノイオフィス

税務 (Tax Services)

Mr. Nguyen Thanh Trung
nguyen.thanh.trung@pwc.com

Ms. Dinh Thi Quynh Van
dinh.quynh.van@pwc.com

Mr. Richard Irwin
r.j.irwin@pwc.com

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

Ms. Giang Bao Chau
giang.bao.chau@pwc.com

Ms. Nghiem Hoang Lan
nghiem.hoang.lan@pwc.com

記帳サービス (Bookkeeping Services)

Mr. Nguyen Thanh Trung
nguyen.thanh.trung@pwc.com

Ms. Nghiem Hoang Lan
nghiem.hoang.lan@pwc.com

Ms. Ngo Thi Nhat Giao
ngo.t.nhat.giao@pwc.com

Ms. Pham Thi Phuong Nhung
pham.thi.phuong.nhung@pwc.com

移転価格 (Transfer Pricing Services)

Ms. Judith Henry
judith.henry@pwc.com

Mr. Ngo Thanh Tin
ngo.thanh.tin@pwc.com

Mr. Nguyen Le Nhan Hoa
nguyen.le.nhan.hoa@pwc.com

Mr. Ngo Thanh Tin
ngo.thanh.tin@pwc.com

税関サービス (Customs Services)

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

Mr. Pham Van Vinh
pham.van.vinh@pwc.com

Mr. Tong Phuoc Hoang Long
tong.phuoc.hoang.long@pwc.com

Ms. Nguyen Thu Ha
nguyen.thu.ha@pwc.com

タックステクノロジーサービス (Tax Technology Services)

Ms. Nghiem Hoang Lan
nghiem.hoang.lan@pwc.com

Ms. Nghiem Hoang Lan
nghiem.hoang.lan@pwc.com

法務サービス (Legal Services)

Ms. Phan Thi Thuy Duong
phan.thi.thuy.duong@pwc.com

Ms. Phan Thi Thuy Duong
phan.thi.thuy.duong@pwc.com

ペイロールサービス (Payroll Services)

Mr. Nguyen Thanh Trung
nguyen.thanh.trung@pwc.com

Ms. Nghiem Hoang Lan
nghiem.hoang.lan@pwc.com

Ms. Vong Dong Le
vong.dong.le@pwc.com

Ms. Vong Dong Le
vong.dong.le@pwc.com

日系企業サポート (Japanese Business)

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

いまい しんぺい
今井 慎平
shimpei.imai@pwc.com

いまい しんぺい
今井 慎平
shimpei.imai@pwc.com

つかもと ひろゆき
塚本 裕之
hiroyuki.tsukamoto@pwc.com

こぐれ ひろゆき
小暮 寛之
kogure.hiroyuki@pwc.com

韓国企業サポート (Korean Business)

Mr. Park Junhyung
park.junhyung@pwc.com

Mr. Jung Kyun Woo
jung.kyun.woo@pwc.com

Mr. Ahn Hyo-Jae (Deals Services)
ahn.hyo-jae@pwc.com

中国・台湾企業サポート (Chinese and Taiwanese Business)

Mr. Allan Toh
allan.t.toh@pwc.com

Ms. Nguyen Huong Giang
n.huong.giang@pwc.com

Mr. Jerry Chen
jerry.chen@pwc.com

Ms. Lou Jingjing (Christine)
lou.jingjing@pwc.com

Ms. Hua Le Minh
hua.le.minh@pwc.com

Ms. Nguyen Ngoc Quynh
nguyen.n.quynh@pwc.com

Mr. Hsu Tzu-Hsuan (Dylan)
hsu.dylan@pwc.com



ニュースレターおよびPwCのウェブサイトよりベトナムに関するインサイトを定期的に発信しています。法令や税制の変更に関するニュースレターの無料購読をご希望の場合には、こちらのQRコードよりご登録ください。

Our Office

Ho Chi Minh City:

Floor 8, Saigon Tower

29 Le Duan Street, District 1, Ho Chi Minh City

Tel: +84 28 3823 0796

Hanoi:

Floor 16, Keangnam Hanoi Landmark 72

Pham Hung Road, Nam Tu Liem District, Hanoi

Tel: +84 24 3946 2246



This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

©2024 PwC (Vietnam) Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/vn.

Please see www.pwc.com/structure for further details